

## 特許発明の技術的範囲の確定と作用効果、 訂正の再抗弁等について

知的財産事例研究会 弁護士 平野 和宏

- 大阪地方裁判所平成28年9月8日判決 - - 平成26年(ワ)第10489号特許権侵害行為差止等請求事件 -

## 第1 事案の概要

## 1 事案の要旨

発明の名称を「螺旋ハンガー用クランプ」とする特許第5485640号の特許権(以下「本件特許権」といい、その発明を「本件発明」、その特許を「本件特許」という。)を有する原告が、被告による被疑侵害物件(以下「イ号製品」という。)の製造、販売行為が本件特許権に対する侵害行為であると主張して、被告に対し、特許法100条1項に基づき、イ号製品の製造、販売及び販売のための展示の差止め、同条2項に基づきイ号製品の廃棄を求めるとともに、特許権侵害の不法行為に基づき、損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案であり、①イ号製品は本件発明の技術的範囲に属するか(文言侵害の成否・争点1)、②イ号製品は本件発明の技術的範囲に属するか(均等侵害の成否・争点2)、③本件特許は特許無効審判により無効とされるべきものか(争点3)、④訂正の再抗弁の成否(争点4)、⑤原告の損害額(争点5)が争点となった事案であり、原被告いずれからも控訴がなされず本判決は確定したものである。

なお、本件特許について特許無効審判請求(無効2015-800124号)がなされたところ、訂正請求されないまま、侵害訴訟において訂正の再抗弁が主張されたものであるが、特許無効審判については、請求不成立審決がなされ、その後審決取消訴訟が提起されることなく、当該審決は確定したものである。

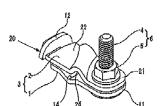
- 2 (1) 本件発明の構成要件を分説すると、次のとおりである。
  - A 所定のケーブルを電柱間に吊支するために、前記電柱間に渡した吊線に巻き付けて取付けた螺旋ハンガーの終端部を前記吊線に固定するための螺旋ハンガー用クランプであって、
  - B 前記吊線と前記螺旋ハンガーとを交差させた状態で挟持する第1プレート及び第2プレートと、
  - C これら第1プレート及び第2プレートの各一端同士を緊締するボルト及びナットと、を備

え、

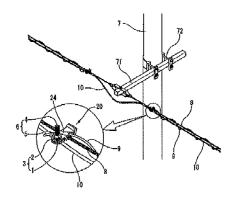
- D 前記第1プレート及び第2プレートの各一端側に前記ボルトを挿通させるボルト挿通孔を 形成するとともに、一端同士を前記ボルトにより連結される閉塞端とし、
- E 前記第1プレート及び第2プレートの各他端を開放端とするとともに、他端同士を係合する係合部が設けられており、
- F 前記係合部は、前記第1プレートの他端を鉤形に形成するとともに、前記第2プレート側 へ折り返して起立状に形成したフック部と、
- G 前記第2プレートの他端に一側が開口するように形成した切欠部とからなる、こと
- H を特徴とする螺旋ハンガー用クランプ。

## 本件意匠の図面

[図1]



[図2]



[図7]

